

令和 7 年 4 月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和 7 年 4 月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和 7 年 4 月 2 1 日（月） 午後 3 時 3 0 分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎 4 階 教育会議室 1
日 程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 付議事件 議案第 1 号 令和 8 年度使用新潟市立小学校用 教科用図書採択に関する基本方針について・・・・・・ 1 議案第 2 号 令和 8 年度使用新潟市立中学校用 教科用図書採択に関する基本方針について・・・・・・ 1 議案第 3 号 令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用 教科用図書採択に関する基本方針について・・・・・・ 1 議案第 4 号 令和 8 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用 教科用図書採択に関する基本方針について・・・・・・ 1 議案第 5 号 令和 8 年度使用新潟市立高等学校用 教科用図書採択に関する基本方針について・・・・・・ 1 議案第 6 号 令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用 教科用図書採択に関する基本方針について・・・・・・ 1 第 3 報告 ・博物館法改正後の市内初の博物館登録について・・・・・・ 1 ・重大事態に係る調査結果について・・・・・・当日配付 第 4 次回日程 5 月定例会 令和 7 年 5 月 1 9 日（月） 午後 3 時 3 0 分 第 5 閉会

付議事件

【議案第1～6号 資料】 令和8年度使用新潟市立学校用教科用図書の採択について

(参考:関係法令・抜粋)

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4年とする。

	校種	教科等	採択方法	備考	選定・採択時期
議案第1号	小学校	全教科	令和7年度と同一のものを採択する	・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和8年度が同一の教科用図書を採択する期間の3年目となるため、今年度も同一のものを採択する。	
議案第2号	中学校	全教科	令和7年度と同一のものを採択する	・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和8年度が同一の教科用図書を採択する期間の2年目となるため、今年度も同一のものを採択する。	
議案第3号	高志中等教育学校 前期課程	全教科	令和7年度と同一のものを採択する	・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和8年度が同一の教科用図書を採択する期間の2年目となるため、今年度も同一のものを採択する。	
議案第4号	特別支援学校 (含む特別支援学級)	一般図書	採択する (毎年採択)	・特別支援学校の教科用図書は、教科書以外の教科用図書の選定・採択を行う。	7月教育委員会定例会で選定・採択
議案第5号	高等学校	全教科	採択する (毎年採択)	・各学校がそれぞれの教育課程に則し、教職員の意見や希望を反映する。 ・校長に、その学校に適する教科用図書を選定させ、その結果を尊重して採択する。	8月教育委員会定例会で選定・採択
議案第6号	高志中等教育学校 後期課程	全教科	採択する (毎年採択)	・各学校がそれぞれの教育課程に則し、教職員の意見や希望を反映する。 ・校長に、その学校に適する教科用図書を選定させ、その結果を尊重して採択する。	8月教育委員会定例会で選定・採択

議案第 1 号

令和 8 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 8 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおり
としたいため議決を求める。

令和 7 年 4 月 21 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和 8 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針 について

- 1 小学校用教科用図書は，令和 7 年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第 2 号

令和 8 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 8 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおり
としたいため議決を求める。

令和 7 年 4 月 21 日 提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和 8 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針
について

- 1 中学校用教科用図書は，令和 7 年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第 3 号

令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について

令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本
方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 7 年 4 月 21 日 提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採
択に関する基本方針について

- 1 高志中等教育学校前期課程用教科用図書は、中学校用教科用図書採択に関
する基本方針と同様とする。

議案第 4 号

令和 8 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する
基本方針について

令和 8 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 7 年 4 月 21 日 提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和 8 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書
採択に関する基本方針について

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

令和 8 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 8 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおりと
したため議決を求める。

令和 7 年 4 月 21 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和8年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針
について

- 1 教科用図書の採択は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号の規定によって，新潟市教育委員会が行うが，採択に当たっては，各学校がそれぞれの教育課程に即し，教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に，その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ，その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど，教科用図書の比較検討を組織的，計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は，人選や機構について慎重に考慮し，責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく，公正を確保すること。

令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針
について

令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針
を，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 7 年 4 月 21 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和8年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択
に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によって，新潟市教育委員会が行うが，採択に当たっては，各学校がそれぞれの教育課程に即し，教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に，その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ，その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど，教科用図書の比較検討を組織的，計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は，人選や機構について慎重に考慮し，責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく，公正を確保すること。

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

① 委員長 1人

② 副委員長 1人

③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会
各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

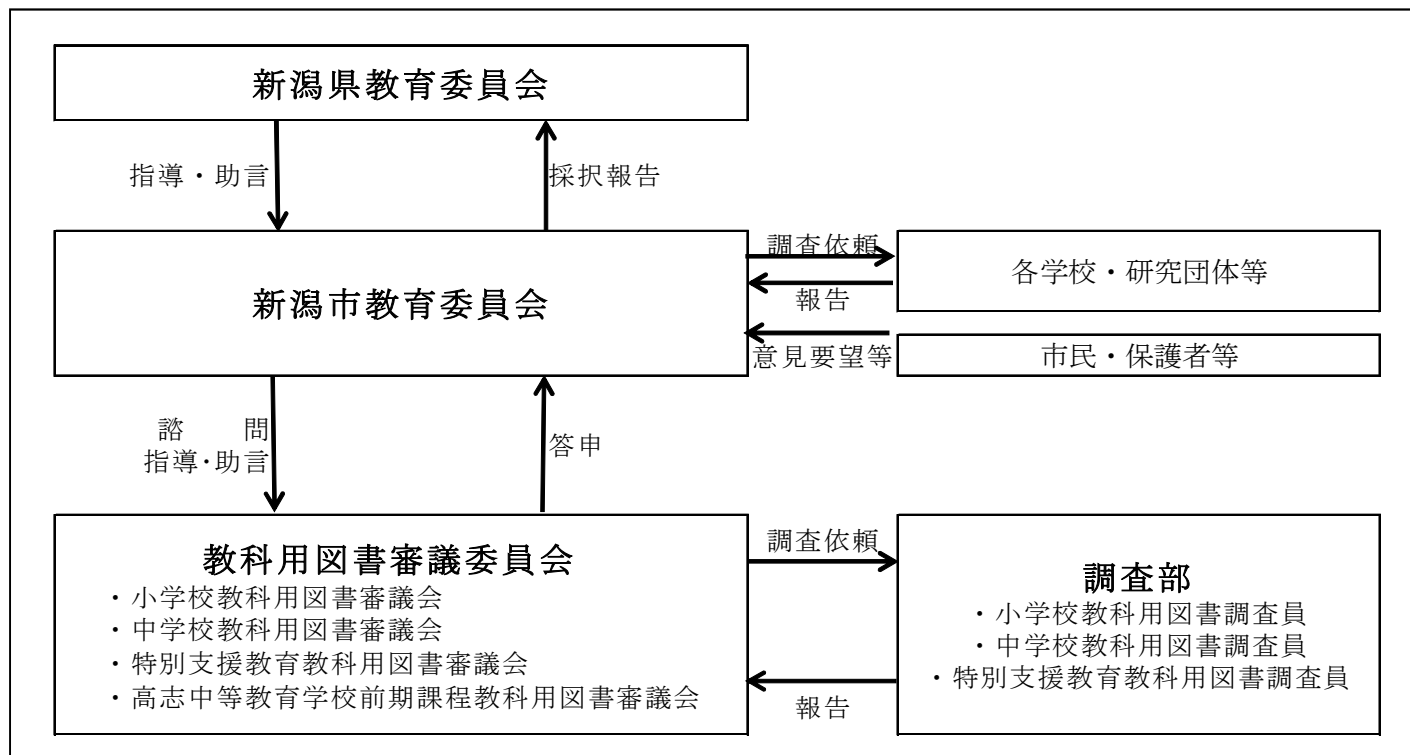
(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

新潟市教科用図書採択の仕組みと各組織の構成・任務



組 織	構 成	任 務
新潟市教育委員会		- 教科書の採択 - 基本方針の決定 - 審議委員・調査員の委嘱 - 審議委員会への指導助言 - 審議委員会等への出席
教科用図書 審議委員会 〔・小学校教科用図書審議会 ・中学校教科用図書審議会 ・特別支援教育教科用図書審議会 ・高志中等教育学校前期課程 教科用図書審議会〕	- 一般有識者（保護者の代表を含む） - 小学校長 - 中学校長 - 特別支援学校長 - 教科に造詣の深い教員 - 特別支援教育に造詣の深い教員	- 調査員の推薦 - 調査員研究報告書に基づく教科用図書の研究・審議 - 答申内容の審議 - 教育委員会へ答申
調査部 〔・小学校教科用図書調査員 ・中学校教科用図書調査員 ・特別支援教育教科用図書調査員〕	- 小学校長 - 中学校長 - 特別支援学校長 - 教科に造詣の深い教員 - 特別支援教育に造詣の深い教員 - 保護者の代表	- 教科用図書の調査・研究 - 研究報告書作成
各学校・研究団体等	- 市内小・中・特別支援学校 - 研究部員等	- 教科書センターにおいて、教科用図書の調査・研究 - 研究報告書作成

令和 8 年度使用教科用図書採択の主な日程

日 程	業 務 内 容
4 月 21 日 (月)	○ 4 月教育委員会定例会 【令和 8 年度使用教科用図書採択基本方針】
5 月 下 旬	○ 5 月教育委員会定例会 報告 【審議について諮問内容】 【審議委員委嘱】(非公開)
6 月 6 日 (金)	○ 第 1 回教科用図書審議委員会 ・ 教育委員会からの諮問等 ○ 調査員への委嘱依頼
9 日 (月)	○ 第 1 回調査部会 (以後, 部会ごとに設定)
下 旬	○ 6 月教育委員会定例会 報告 【調査員委嘱】(非公開) ・ 小・中・高等学校教科用図書・一般図書展示会 (新潟教科書センター) * 総合教育センター・ほんぽーと * 開催期間: 6/11(水)~25(水)
7 月 11 日 (金)	○ 第 2 回教科用図書審議委員会 ・ 審議委員長から教育委員会へ答申
中 旬	○ 事前学習会
下 旬	○ 7 月教育委員会定例会【一般図書採択】
8 月 下 旬	○ 8 月教育委員会定例会【高等学校教科用図書採択】

報 告

博物館法改正後の市内初の博物館登録について

1 概要

博物館法が 70 年ぶりに改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、博物館登録制度の見直しが行われ、改正前に登録された博物館についても、5 年間（令和 10 年 3 月 31 日まで）の経過措置期間中に再登録が必要となった。

このたび、博物館法改正後、市内初の博物館登録を行った。

2 登録となる博物館

○施設名称 一般財団法人 北方文化博物館（本館・新潟分館・清水園）

※清水園は新発田市に所在するが、本館と一体的な登録申請があったため、一括して本市で登録を行うことを県と確認。

○登録日 令和 7 年 3 月 31 日（旧法での登録日 昭和 27 年 4 月 9 日）

○設置者 一般財団法人 北方文化博物館

＜参考＞市内の登録博物館

市内施設名	備考
一般財団法人 北方文化博物館	改正後、再登録済み
新潟市北区郷土博物館	（みなし登録博物館）
敦井美術館	（みなし登録博物館）
新津記念館	（みなし登録博物館）
雪梁舎美術館	（みなし登録博物館）
知足美術館	（みなし登録博物館）

※新潟県立万代島美術館は新潟県が登録手続きを行う

3 博物館登録制度の見直し内容

○望ましい博物館に向けて運営改善を促し、博物館の底上げと盛り立てを図る登録（指定）制度の見直しをするもの。

○博物館と関係機関、民間団体が相互連携を図り、博物館が地域の活力向上に寄与することを期待。

○法改正後の登録・指定制度

	登録博物館	指定施設
設置者	設置者要件撤廃 ※（旧法）学校法人、株式会社、社会福祉法人等は対象外	制限なし
主な要件	・館長・学芸員の配置 ・年間 150 日以上開館	・学芸員相当職員の必置 ・年間 100 日以上開館
優遇措置	・固定資産税・事業所税等の税制優遇措置 ・特別交付税対象 ・登録美術品制度・美術品補償制度の利用、希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能	・税制優遇措置なし ・交付税措置なし ・登録美術品制度・美術品補償制度の利用、希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能